

政 法 第 3 6 6 2 号
答 申 第 4 6 4 号
平 成 2 9 年 2 月 1 6 日

千葉県病院局長
矢島 鉄也 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成27年5月13日付け精医セ第106号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第572号

平成27年4月23日付けで異議申立人から提起された、平成27年4月6日付け精医セ第10号で行った行政文書開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県病院局長（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

平成27年4月1日付けで異議申立人は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条に基づき、実施機関に対し行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「不正経理問題について、具体的には別紙の通り。」「別紙 2009年9月8日に判明して翌9日に会見がなされた、千葉県が惹き起こした30億円にも上る財務犯罪問題についての情報のうち、千葉県精神科医療センターに関する情報一切。なお、非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・適用除外の部分については、全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。」

3 特定した対象文書

実施機関は、「平成21年度経理問題調査に関する目録（3年保存・平成25年12月25日廃棄）」（以下「本件目録」といい、本件目録に記載されている行政文書を「本件目録文書」という。）を対象行政文書として特定した。

4 実施機関による決定

平成27年4月6日付け精医セ第10号による行政文書開示決定（以下「本件決定」という。）

5 異議申立て

異議申立人は、本件決定を不服とし、平成27年4月23日付けで異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

請求にかかる文書をさらに特定したうえで、請求した情報を全部開示するとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書が情報公開の適用除外であるとの判断が違法である。

本件の対象文書は、本件目録に記載された文書のみで尽くされるとは到底考えられない。

3 意見書の要旨

(1) 文書の特定について

実施機関は、紙媒体のみを探索して、電子メールやメモ等は本件目録文書から除外したと見受けられる。パソコンのデータやメモ等をも探索すべきである。

(2) 保存期間満了文書の存否

保存期間が超過していても開示請求時に存在していれば開示対象である。

本件目録文書の殆どは、平成25年12月25日に廃棄したとのことであるが、本当に当該日付で廃棄処分されたのか疑問である。本当に廃棄されたのであれば、廃棄業者との遣り取りした文書、文書館への移管の是非を審議した文書等、廃棄した際に作成された文書が他にも存在するはずである。保存期間が経過していても開示請求の問い合わせや請求時には現存していたにもかかわらず、県職員が問い合わせや請求を知ったことによって不都合な情報を廃棄して隠蔽した疑いが十分にある。

(3) 保存期間について

異議申立ては、情報公開に係る決定処分だけではなく、当該決定処分の基因となった開示請求に係るあらゆる行政行為についても適法か違法か、または正当か不当かが審査の対象となっている。

一般に、情報公開では、保存期間を経過した文書は廃棄したとして文書不存による全部非開示と処分される。保存期間によって、情報公開請求に対する処分内容が変化するのである。これらの事実から、保存期間の変更も、情報公開の決定処分に関するものであるといえる。そして、当該財務犯罪は、当たり前のことが当たり前にできていなかったことの現れなのであるから、本件の開示文書も含めて、未来永劫、保存期間を3年程度ではなく永久にすべきである。

(4) 開示請求時における職員の対応について

本件請求に当たっては、電話時や文書での遣り取り時にも、情報公開を担当する職員等からも、一切、当該財務犯罪に関する謝罪等がなかった。当該財務犯罪にかかる情報公開請求に対して、法的には謝罪する等の必要がなかったにせよ、もう二度と主権者を裏切る事件を惹起しないと銘記すべきである。仮に本当に道義上の責任を感じているのであれば、当該財務犯罪について開示請求の問い合わせをした者には何らかの言葉があつてしかるべきである。

(5) 理由説明書の作成者等について

本件において、理由説明書に作成者の名前および所属が記載されていなかった。別件の理由説明書では、「理由説明書の提出について（提出）」に、作成者の名前および所属が明記されていたことが複数回ある。理由説明書を作成した責任者を不服申立人に明示するためにも、理由説明書への記載は任意ではなく義務とすべきである。

第4 実施機関の説明要旨

1 本件決定の理由について

本件目録は、本件目録文書は保存期間が3年の行政文書であり、保存期間が経過したため、平成25年12月25日に廃棄済みであり、精神科医療センターは平成21年度不正経理問題についての情報を保有していないことを開示したものである。

なお、保存期間が経過したため、本件目録文書の廃棄は妥当である。

2 異議申立ての理由について

上記1で説明するとおり、本件目録文書の保存期間が経過しており、平成21年度不正経理問題についての情報を保有していないため、異議申立人の主張には理由がない。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件目録を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 対象行政文書の特定について

(1) 実施機関は、本件決定で本件目録を特定し、開示決定を行った。本件目録は、簿冊年度が平成21年度、簿冊名が「経理問題調査」である簿冊（以下「本件簿冊」という。）の行政文書件名一覧（千葉県病院局行政文書規程（平成16年千葉県病院局管理規程第26号。以下「文書規程」という。）第38条所定の文

書件名一覧)である。

本件目録によると、本件簿冊には、「復命書(経理事務担当者会議)」、「支出事務に関する連絡会議について」、「平成20年度会計に係る定期監査・決算審査における追加調査について」等、本件目録文書である10件の行政文書が綴られていたことが確認できる。

(2) 当審査会が事務局職員をして調査したところ、以下の事実が認められた。

平成21年度、いわゆる不正経理問題に関し、過去6年間分の需用費等に関する全庁調査が行なわれた。病院局等各部局も知事部局と同様の方法による調査を行っており、病院局経営管理課は精神科医療センターを含む各センター及び各病院に対して調査を依頼し、各センター及び各病院は当該調査結果を病院局経営管理課に送付した。これら調査に関連する資料は全て本件簿冊に綴られ、保管されていたものであるが、保存期間の3年が経過後全て廃棄し、本件目録に廃棄年月日を記載したとのことである。

(3) 千葉県病院局行政文書の管理に関する規程(平成16年千葉県病院局管理規程第11号。以下「規程」という。)第10条によると、行政文書の保存期間は文書管理責任者が設定し、規程第13条によると、保存期間を経過した行政文書は文書管理責任者が廃棄することとなっている。

また、文書規程第41条第1項及び第2項によると、行政文書を廃棄したときは、文書主任が文書件名一覧に廃棄した旨の記録を行い、実施機関では当該記録は10年間保存するという取扱いとなっている。

実施機関は、規程及び文書規程に基づき、本件簿冊の保存期間を3年と設定し、本件目録に本件簿冊を平成25年12月25日に廃棄した旨を記録していることが認められた。

以上より、本件目録文書を廃棄し、保有していないという、実施機関の説明に特段不自然・不合理な点は認められない。

(4) なお、当審査会が事務局職員をして実施機関の書庫等で改めて本件目録文書について探索を行ったところ、その存在を認めることはできなかった。

また、異議申立人は、意見書でパソコンのデータ等も探索すべきであると主張していることから、当審査会が事務局職員をして実施機関が管理しているファイルサーバーを調査したところ、本件請求に係る電子データは保有していないことが確認された。

2 本件決定の妥当性について

実施機関は、経理問題調査に関する行政文書については全て廃棄済みであるこ

とから、廃棄を裏付ける行政文書を特定して開示したものである。上記の検討結果及び調査結果からすると、実施機関が本件目録文書は保有していないとして廃棄を裏付ける本件目録を特定して開示した決定は妥当であると認められる。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上より、実施機関の決定は妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年5月13日	諮問書の受理
平成27年6月5日	実施機関の理由説明書の受理
平成27年7月10日	異議申立人から意見書の受理
平成28年11月2日	審議
平成28年12月19日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴木 牧子	弁護士	部会長職務代理者
湊 弘美	弁護士	

(五十音順)